

<企画書>

**社会の課題解決へ異業種と徹底討論
『社会イノベーション研究会
2015』**

2015年1月

主催 : 日経BP社

<< 趣旨 >>

社会的課題を解決すればビジネスになるのか？——スマートシティ・プロジェクトが世界各地で行われ、社会的課題を解決するためにビッグデータの活用が叫ばれていますが、今のところ根本から課題を解決する解は得られていません。今後も、完全な正解を得ることは難しいのが実態です。しかし、社会的課題は待ってくれません。黙って見ていると、どんどん進行していきます。少しでも進行を食い止めるために、完全な解決策はなくとも、課題に正面から向き合い、継続して対処していくことが求められています。そうした継続した活動が、いずれはビジネスにつながるのではないのでしょうか。

2012年にスタートしたスマートシティ・サービス研究会は、2014年に社会イノベーション研究会に名前を変えて、領域を拡大して活動して来ました。そして2015年は取り上げる課題を増やし、対象企業を拡大して実施する予定です。2014年にあった高齢者やIoTといった項目に加えて新しくロボットやオリンピックといった内容の分科会を実施します。これにより参加企業が増え、シナジー効果が高まることを期待しています。

各分科会で、「生活の質を向上する」イノベーションのアイデアを出し合い、それを基に新しいビジネスを生み出すための議論を重ねます。潜在している課題やニーズを把握し、見極めて、解決策を考える。業界の常識や規制を覆したり、従来とは全く異なる考え方やアプローチを取り入れたりすることも重要です。そのためには、様々な分野の異業種が集まり、コラボレーションすることが必須です。

しかし、企業が独自に外部とコラボレーションを図るのは難しく、時には自治体を巻き込むことが求められます。

社会を変えるイノベーションを起こす一員になりたい。そのために異業種と議論したい。そのようなニーズに応え、「社会イノベーション研究会 2015」を開催します。

これまでの研究会の成果

2012年から毎年、社会的課題を解決するサービスに主眼を置いた「スマートシティ・サービス研究会」を開催してきました。

2012年は8月から11月にかけて全6回、全体会合を開催。40社4自治体が参加し、最新事例を研究した後、グループに分かれて討議しました。サービスのヒントを共有。

2013年の研究会は2月から9月にかけて全8回、全体会合を開催しました。「高齢者対策」「スマートハウス」「スマートモビリティ」「エネルギー」という4テーマの分科会を設け、サービスを検討しました。一部では、具体的な実行に移りました。

2014年は、「高齢化社会」、「スマートコミュニティ」、「IoT」というテーマに分かれて議論をしました。それぞれが独自の方向性を持って、動き出しています。

参加者からは異口同音に「異業種の方の意見が聞けて、非常に参考になった」という喜びの声が寄せられています。

<< 研究会の目的 >>

研究会の目的は、よりよい未来の社会を実現するための課題について理解し、その解決策を模索することです。そのために最新の知見・経験を知る必要があります。例えば高齢者支援サービスを実現するには、高齢者の「ペイン（痛み）」を明確に理解する必要があります。また、異業種の連携を進めるに当たっては、同様の問題意識を持った企業と知り合い、具体的にテーマを絞り込んで議論することが重要になります。

- 最新の知見・経験を知る
- 異業種とのネットワークをつくる
- 社会の課題を理解し、課題解決について議論する
- 課題解決の具体的な活動内容を検討する

<< 活動の概要 >>

社会イノベーションに向けた取り組みとして、以下の7つのテーマで分科会を立ち上げ、それぞれ独立して活動を進めます。参加者の方々には、テーマを選んでいただきます。

- ① ICTを活用した高齢者支援サービス
- ② オリンピック・パラリンピックを想定したサービス
- ③ 人に寄り添うロボットを活用したサービス
- ④ 農産物のブランド化をサポートするサービス
- ⑤ 新しい生活スタイルを目指すスマートコミュニティ
- ⑥ Internet of Things と地方創生
- ⑦ 新しいワークスタイルを踏まえたサービス

上記の目的に向けて、研究会は参加メンバー全員が集まる全体会合と、それぞれ選択したテーマに分かれて分科会を開催します。分科会は講演会と議論で構成します。すべての分科会について議事録を作成し、メンバー全員で情報を共有します。

- ・ 講演会 自治体や企業による講演、調査報告など
- ・ 議論 課題解決のアイデアや提供するサービスについての議論の場
- ・ 人脈構築 参加企業によるプレゼンテーションと他メンバーとの意見交換（イノベーションにおける役割）、名刺交換会、懇親会、名簿配布
- ・ 情報共有 各分科会の議事録

各分科会のゴールは、テーマや状況に合わせて決めますが、基本方針は、サービスコンセプトや新たな社会のコンセプトを練り、その先のビジネス展開のステップを議論することです。分科会の最後には、次期以降にどのような展開が考えられるかを結論とし、これ

までの活動報告と一緒に発表します。

研究会の開催頻度は月に1回とし、各分科会が同時並行で議論を進めます。議論を進める上で必要な講演があればセッティングします。第6回分科会の後に各分科会による最終報告会を行い、分科会間の交流を行います。

研究会の活動は、会員各社が能動的に研究活動することを基本とします。そのために、会員のなかからリーダー、サブリーダーを募り、研究会の方向性やゴールの設定、運営の方法などを参加企業とともに決め、運営していきます。日経BPクリーンテック研究所のメンバーは、その活動をサポートします。

<< 日程 >>

・申し込み締め切り	2015年3月20日(木)
・オリエンテーション	2015年3月27日(金)
・第1回分科会	2015年4月中旬～下旬
・第2回分科会	2015年5月中旬～下旬
・第3回分科会	2015年6月中旬～下旬
・第4回分科会	2015年7月中旬～下旬
・第5回分科会	2015年8月中旬～下旬
・第6回分科会&最終報告会	2015年9月中旬～下旬
・報告書納品	2015年10月末

<< 研究会全体概要 >>

期 間■2015年3月～2015年9月

費 用■1社60万円 (税込み)

(2014年の社会イノベーション研究会の参加企業は40万円(税込み))

参加者■1社2名まで 最少開催社数：20社

3人目の参加もオプション(30万円(税込み))で可能です。

ただし1分科会1名での参加となります。

分科会の日程が重ならない場合は、1人で複数の分科会を掛け持ち可能です。

ただし、分科会の数を参加人数としてカウントして費用をお支払いいただきます。

成果物■各回の資料、議事録、最終報告書

出席者■討議がありますので、同じ方に毎回ご出席いただけますようお願いいたします。

会 場■東京・神田駅周辺

<< 分科会への参加ルール >>

前述した通り下記の7つのテーマで分科会を行います。

- ・ICTを活用した高齢者支援サービス
- ・オリンピック・パラリンピックを想定したサービス

- ・人に寄り添うロボットを活用したサービス
- ・農産物のブランド化をサポートするサービス
- ・新しい生活スタイルを目指すスマートコミュニティ
- ・Internet of Things と地方創生
- ・新しいワークスタイルを踏まえたサービス

メンバーは、いずれかのテーマの分科会を選んでいただきます。各分科会は1社1名の参加です。1社2名までの参加が可能なので、分科会も2テーマまで参加可能です。3テーマに参加したい企業は、オプションで参加可能です。

参加人数が5名以下のテーマは分科会を実施しません。その場合は、他のテーマに変更していただくことになります。あらかじめご了承ください。

<< 各分科会の活動内容（案） >>

各分科会の活動内容は、参加メンバーで話し合っ決めていただきますが、参加する上で活動概要がイメージできるように、ここでは7つのテーマの活動案を記します。

■ICT を活用した高齢者支援サービス

ICT を駆使して高齢者の生活を支援するサービスを検討します。オンデマンド交通、在宅ショッピングなどのほか、デジタルホスピタルのような“スマート施設”を使ったサービスが考えられます。高齢者やその家族が対価を支払う場合、社会保障の一環として自治体が払う場合などビジネスが成立する条件を明確にし、サービスのコンセプトを考えます。

主な議題・活動内容（案）：

- 第1回分科会 高齢化社会における課題／自治体による現状説明
- 第2回分科会 高齢者が暮らしやすい街の要素
- 第3回分科会 医食住で考える高齢化社会
- 第4回分科会 生き生きした第二の人生をサポート
- 第5回分科会 ビジネスモデルの検討（主体、パートナー、マネーフローなど）
- 第6回分科会 ビジネス化に向けた課題

主な対象業種：

医療、流通、住宅、交通、情報通信、金融、広告、メディアなど

関連テーマ：

健康、交通、生活支援、少子化／人口減少ほか

■オリンピック・パラリンピックを想定したサービス

オリンピック・パラリンピックをきっかけに生まれる新しいサービスを検討します。旅行者に向けた、通訳、旅行ガイド、レストラン、宿泊施設でのサービスを議論します。閉

会とともに不要になるサービスではなく、その先も求められるサービスを考えます。

主な議題・活動内容（案）：

- 第1回分科会 想定される旅行者のニーズ／課題
- 第2回分科会 オリンピック・パラリンピックで終わらないサービス
- 第3回分科会 東京にとどまらず、地方に拡大する工夫
- 第4回分科会 ビッグデータの利活用と日本を売り込むポイント
- 第5回分科会 ビジネスモデルの検討（主体、パートナー、マネーフローなど）
- 第6回分科会 ビジネス化に向けた課題

主な対象業種：

IT、公共交通、自動車、自治体、金融、広告、メディアなど

関連テーマ：

観光、交通、宿泊、通訳、ガイドブック、SNS、地図、流通、広告ほか

■人に寄り添うロボットを活用したサービス

無人飛行機ドローンやソフトバンクのペッパーなど新しいタイプのロボットを見かける機会が増えました。ロボットの利用シーンが増えることを前提に、これから生まれる新しいサービスや、既存のサービスをロボットが代替するケースなどを検討します。また、ロボットを活用するために整備しなければならない法制度などの環境面も議論します。

主な議題・活動内容（案）：

- 第1回分科会 ロボット技術の現状と進化のスピード
- 第2回分科会 ドローンの活用シーン
- 第3回分科会 介護にロボットを活用
- 第4回分科会 ロボットを取り巻く環境の整備
- 第5回分科会 ビジネスモデルの検討（主体、パートナー、マネーフローなど）
- 第6回分科会 ビジネス化に向けた課題

主な対象業種：

エレクトロニクス、半導体、自動車、流通、交通、情報通信など

関連テーマ：

物流、自動走行、センシング、介護、交通ほか

■農産物のブランド化をサポートするサービス

農業の6次産業化が促進されていますが、実際にはすべての農家が6次産業化を実現できるわけではありません。農家は農作物を生産するプロであり、食品加工や販売のプロではないからです。日本の農家が生き残るためには、ブランド化を避けることはできません。安全・安心で、味がよく、品質に優れることが必要です。そして、それを保証する仕組みが必要になります。この分科会では、農産物および農家、産地のブランド化をサポートす

るサービスを検討します。

主な議題・活動内容（案）：

- 第1回分科会 農業のいろは／農家が抱える課題
- 第2回分科会 品質の追求とトレーサビリティの課題
- 第3回分科会 農地バンクの活用や企業参入の支援
- 第4回分科会 農業ツーリズムや体験農業などサービスの多角化
- 第5回分科会 ビジネスモデルの検討（主体、パートナー、マネーフローなど）
- 第6回分科会 ビジネス化に向けた課題

主な対象業種：

情報通信、エレクトロニクス、半導体、物流、農業機械、観光業など

関連テーマ：

食、健康、農地、6次産業、農家レストラン、観光ほか

■新しい生活スタイルを目指すスマートコミュニティ

土地開発は、すでに建築物を売る時代ではなく、その空間を売る時代になりました。住宅を購入する場合も、風雨をしのぐためだけの住宅ではなく、そこでの生活を含めて空間を購入しています。そのため、土地開発や住宅販売では、新しい生活スタイルを実現して、それをアピールしなければなりません。そこに付随するサービスも、新しい生活スタイルに沿ったものを提供する必要があります。本分科会では、新しい生活スタイルを実現するスマートコミュニティにふさわしいサービスを検討します。

主な議題・活動内容（案）：

- 第1回分科会 住宅地に求められる機能
- 第2回分科会 共働き世代をターゲットにした新しい生活スタイルの創造
- 第3回分科会 医食住で考えるスマートコミュニティ
- 第4回分科会 健康で躍動するコミュニティサービス
- 第5回分科会 ビジネスモデルの検討（主体、パートナー、マネーフローなど）
- 第6回分科会 ビジネス化に向けた課題

主な対象業種：

住宅、医療、流通、交通、情報通信、自動車、SNS、保険など

関連テーマ：

家庭、共働き、子育て、健康、交通、少子化／人口減少ほか

■Internet of Things と地方創生

世界的に急速に市場が拡大しつつあり、第3次産業革命をもたらすとさえ言われるInternet of Things (IoT)。適用領域はアイデア次第でまだまだ広がります。では、日本において大きな社会課題となっている人口減少と、最近のキーワードである地方創生に、IoT

はどのように生かせるでしょうか。人口減少を食い止め、人口増と地方の活性化を実現する…。もちろん、ビジネスとして成立しなければ持続性はありません。IoTに基づく地方創生の施策について検討します。

主な議題・活動内容（案）：

- 第1回分科会 地方創生に求められるものを探る…課題・議論の観点抽出
- 第2回分科会 地方に「しごと」を作る（以下、すべてIoT活用が前提）
- 第3回分科会 地方を「はたらきやすく」する
- 第4回分科会 地方を「住みやすく」する
- 第5回分科会 年配者・子供が幸せになれる街をつくる
- 第6回分科会 ビジネスモデルの検討と課題整理…主体と機会と exit ルール

主な対象業種：

不動産、住宅、商社、流通、医療、農業、情報通信、自動車、金融など

関連テーマ：

交通、位置情報、防災、住宅、医療、食ほか

■新しいワークスタイルを踏まえたサービス

テレワーク（在宅勤務）、フリーアドレス、クラウドソーシング、スマートデバイス活用――。いま、場所や時間にとらわれない、新しいワークスタイルを取り入れる企業が増えています。社員にとって働き方の選択肢が広がるしくみを導入することで、生産性向上、女性活用、離職率対策、コスト削減などの様々な経営課題を解決しようと模索しているのです。

今後は、テレワーク向けの ICT 環境提供サービス、ワーキングマザー向けのシェアオフィスといった多様なサービス展開が考えられます。自治体にとっても、地域活性化やIターン・Uターン促進へつなげられる可能性があります。一方で、そこには人事管理や評価、コミュニケーションの確保、導入コストといった課題もあります。この分科会では新しいサービス、ワークプレイスの可能性と課題を整理し、新しいビジネスモデルを検討していきます。

主な議題・活動内容（案）：

- 第1回分科会 ワークスタイル変革の最新情報の整理
- 第2回分科会 経営者が語るワークスタイルとオフィス（注目オフィス見学会）
- 第3回分科会 時間と場所が流動化する時代のオフィスのあり方（識者による講演ほか）
- 第4回分科会 スタートアップ企業、海外企業のワークスタイル／プレイスの可能性
- 第5回分科会 未来のワークスタイル像と新ビジネスモデルの検討
- 第6回分科会 ビジネスモデルの検討と課題整理

主な対象業種：

不動産、流通、設計、建設、情報通信、ドキュメント、オフィス IT、地方自治体など

関連テーマ：

少子化／高齢化、住宅、介護、流通、オフィス、都市開発ほか

※対象業種は、あくまでも代表例です。記載した業種以外でもご参加いただけます。

<< 権利関係 >>

本研究会では、会員メンバー間で情報は共有されることを前提にしています。議論を進めるに当たり、また最終報告書をまとめるに当たり、秘密情報は持ち込まないようお願いいたします。なお、討議した内容を具体的に展開する場合は、別途、秘密保持契約などの契約書を交わす予定です。

<< 配布物・成果物 >>

- ・議事録 分科会ごとにメール配信／PDF ダウンロード方式
- ・最終報告書 2015年10月 納品
 - 目次案 1. 研究会の概要
 - 2. 各分科会の活動内容
 - 3. 各分科会の最終発表内容
 - 4. 今後の課題と提言

<< 体制 >>

本研究会の事務局は日経 BP クリーンテック研究所が担当します。議事録や報告書などの実務はすべて弊所にて行いますので、メンバーの方々に割り振ることはございません。議事録や報告書をまとめるに当たり、事前・事後にご意見をお伺いする場合がございます。

●責任者	日経 BP クリーンテック研究所	所長	望月洋介
メンバー	同	主席研究員	藤堂安人
〃	同	マネージャー 主席研究員	神保重紀
〃	同	上席研究員	河井保博
〃	同	主任研究員	菊池珠夫
〃	同	主任研究員	金子憲治
〃	同	主任研究員	中西清隆

<< お問い合わせ先 >>

ホームページ記載のお問い合わせフォーム（ <http://nkbp.jp/cti9> ）からご連絡ください。

「社会イノベーション研究会 2015」 参加規約

本規約は、株式会社日経BP（以下「当社」という）が実施する「社会イノベーション研究会2015」（以下「本研究会」という）の参加に関し、適用するものとします。

第1条（目的）

1. 本研究会は、本研究会参加者（第3条に定義）に対して、当社が別途定める報告書を提供することを目的とします。
2. 本研究会の趣旨、目的、スケジュール、本研究会利用料、報告書の記載内容及びその他の必要な事項は、別途当社が定めるものとします。

第2条（体制）

本研究会の事務局は、東京都港区白金一丁目17番3号株式会社日経BPに設置し、これが本研究会の企画・運営を行うものとします。

第3条（本研究会参加者）

1. 本研究会参加者とは、本規約を承認のうえ所定の様式により参加の手続きをし、当社が参加を承諾した法人を言います。なお法人とは団体を含むものとします。
2. 当社及び本研究会参加者は、本研究会参加者について、本研究会に参加している事実を公開できるものとします。

第4条（本研究会利用料）

1. 本研究会利用料は、参加申込日にかかわらず参加区分に応じて申込書記載の通りとし、本研究会参加者は、当社が別途指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。
2. 当社は、いったん支払いを受けた本研究会利用料を返還しないものとします。

第5条（本研究会の対象期間）

本研究会の対象期間は、第3条1項に基づく登録承認日から2015年9月30日までとします。

第6条（著作権）

1. 本研究会参加者が自己の属する法人に既に存在する著作物又は第三者が著作権を有する著作物を本研究会の中で公開・公表する場合、当社はその著作物を、当該法人・団体等又は当該第三者の著作物を対価の支払いなく、報告書に利用（報告書に掲載し配布すること、公衆送信することを含むがこれらに限らない）できるものとします。但し、本研究会参加者は前述の当社による利用に先だって、予め当該法人又は当該第三者から必要な許諾を得るものとします。なお、必要な許諾が得られない場合、本研究会参加者は当該著作物を本研究会で公開する前までに、又は公開後速やかに当社に通知したうえで、その取扱を協議するものとします。
2. 本研究会参加者が研究会で発言・討議した著作物を公表、展示、貸与、上映、公衆送信又は公に口述する場合は、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。
3. 当社は報告書の要約版を作成することがあります。この場合、本研究会参加者は要約版を用途の制限なく利用することができます。
4. 本研究会参加者が報告書の全部又は一部を転載等により利用することを希望した場合、予め当社の定める手続に従って申請し、承諾を受けることにより利用できるものとします。
5. 当社は報告書を有償での販売等、自己の事業の用に供することができるものとし、本研究会参加者はこれを承諾します。

第7条（知的財産権等）

本研究会の実施に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という）に係る権利（これらを受ける権利を含み、著作権は除く。以下「知的財産権等」という）の取扱は、次に定めるとおりとします。

- (1)発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属します。他の本研究会参加者が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用の許諾実施料及び利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとします。
- (2)発明等が共同の創作にかかる場合は創作者間での共有とし、特段の合意がない限りその持分は均等とします。出願費用は共有者の各持分に応じ負担するものとし、その他手続についてはその都度共有者間で協議して定めます。また、知的財産権等につき第三者に対し通常実施権を許諾し、持分を譲渡もしくは質権等を設定しようとするときは、その都度他の共有者の書面による事前の承諾を得なければなりません。

第8条（秘密保持義務）

1. 「秘密情報」とは、本研究会の対象期間の前後を問わず、本研究会を通じて当社又は本研究会参加者（以下「開示者」という）から他の当事者（以下「被開示者」という）に対して、秘密と指定のうえ開示される一切の情報をいいます。
2. 前項の秘密情報には次の各号の一に該当するものを含まないものとします。
 - (1)開示されたとき既に公知であったもの。
 - (2)開示後、被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの。
 - (3)開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等）。
 - (4)開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。
 - (5)法令、規則、裁判所の決定・命令及び正当な権限を有する公的機関の命令等に基づき、開示を要求されたもの（ただし、開示にあたり、事前に開示者への通知を要する）。

3. 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、本研究会参加者は、報告書に本研究会参加者が本研究会にて開示した秘密情報を掲載することを予め承諾するものとし、承諾できない場合は、当該秘密情報を開示前に、又は開示後速やかに当社へ通知し、その取扱を協議するものとします。
5. 被開示者は、本研究会の対象期間満了又は終了の後ただちに、秘密情報（複製を含む、但し前項の報告書を除く）に関する全ての資料を開示者の指示により返却、消去又は廃棄するものとします。
6. 本条の規定は、本研究会の対象期間満了及び終了後も有効とします。

第9条（参加者の義務）

本研究会参加者は、本研究会に参加している事実を悪用する等、当社又は他の参加者の名誉、信用を傷付けるような行為を行ってははいけません。万が一このような行為により当社又は他の参加者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。

第10条（損害賠償責任）

1. 本研究会の実施に関し、本研究会参加者が他の本研究会参加者又は当社の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合、損害を与えた本研究会参加者又は当社は、損害を受けた本研究会参加者に対しその損害を賠償するものとします。
2. 本研究会の実施に関し、当社が本研究会参加者の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合、損害を与えた本研究会参加者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。
3. 本規約に関連し生じた損害賠償額は当該損害を与えた者と受けた者当事者間の協議により定めます。

第11条（第三者への損害賠償責任）

1. 本研究会の実施に関し、当社が違法行為又は第三者の権利を侵害したことにより第三者に損害を発生させた場合、当社の責に帰すべき事由により生じたものについては当社がその責任において解決します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社の違法行為又は第三者の権利の侵害が、本研究会参加者の指示を原因として生じた場合又は本研究会参加者が権利侵害の事実を知りながらこれを当社に告げずに看過した場合等、本研究会参加者の責に帰すべき事由により発生した場合は、当該本研究会参加者がその責任において一切を処理するものとします。

第12条（当社の責任範囲）

1. 当社は、本研究会を実施するにつき、本規約及び強行法規に定める以外に何らの責任を負わないものとします。
2. 本研究会の実施に付随して、当社から本研究会参加者へ提供された報告書、資料、新規著作物及び助言等（以下総称して「資料等」という）は、提供時点で入手可能な情報及び経済、市場又はその他の状況に基づくものであり、提供後の状況の変化によってそれらの結果が影響を受ける可能性があり、当社は当該結果の内容如何にかかわらず、資料等を修正、変更ないし補足する義務を負わないものとします。また、当社は、本研究会参加者が資料等を利用した結果について法的な義務及び責任を負わないものとします。
3. 当社は、天災、騒乱等の不可抗力その他当社の支配の及ばない事由により本研究会の全部又は一部の履行遅延又は履行不能が生じた場合、これにつき債務不履行の責を負わないものとします。

第13条（利用の終了）

1. 本研究会参加者が次の各号の一に該当する場合、当該参加者は直ちに本研究会の利用を終了したものとみなされます。
 - (1)本規約に違反したとき。
 - (2)重大な財務状況の悪化が認められる相当の事情が生じたとき。
 - (3)本研究会参加者、その役員、従業員、親会社、子会社、関連会社が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
 - (4)当社に届出た情報の全部又は一部が真実と異なることが判明したとき又は表明した事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき。
 - (5)その他、本研究会の実施にあたって重大な支障が生じると認められたとき。
2. 当社は、当社の責に帰さない事由により本研究会の実施が事実上困難になった場合、事務局を通じて本研究会参加者に通知することをもって、本研究会を終了することができるものとします。

第14条（本規約の変更）

当社は、本規約を適宜変更できるものとします。本規約を変更したときは、当社は事務局を通じてすみやかに、会員に対し当該変更を通知します。

第15条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争の解決は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（疑義の解決）

本規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度本研究会参加者と当社の間で協議し、誠意をもって解決するものとします。

付則

2015年3月10日 発効